
韓国の監査制度

権鍾浩（建国大学・法学専門大学院）

I. 序説

1. 監査機構の類型

韓国の監査機構は監査役、常勤監査役および監査委員会の三つがあり、企業の規模と上場会社か非上場会社かによって設置すべき監査機構は違う。

- (1) 資本金10億ウォン未満の小規模会社の場合
監査機構の設置は会社の自由
- (2) 資本金10億ウォン以上の会社：監査機構の設置は強制
 - ① 非上場会社、または資産総額が1千億ウォン未満の上場会社の場合
監査役と監査委員会の中選択可能
 - ② 1千億ウォン以上2兆ウォン未満の上場会社の場合
常勤監査役と監査委員会の中選択可能
 - ③ 2兆ウォン以上の大規模上場会社の場合
監査委員会の設置強制

2. 監査制度の変遷

- (i) 旧商法（1962年新商法施行前まで）
会計監査と業務監査
- (ii) 1962年の新商法
会計監査のみ任務とする機関として再出発
- (iii) 1984年の商法改正
全般的な業務監査機能の復活
- (iv) 1997年の証券取引法改正
常勤監査役制度の導入
- (v) 2000年の証券取引法改正
資産総額2兆ウォン以上の大規模上場会社、監査委員会の設置の強制
- (vi) 2003年の証券取引法改正

監査委員の中一人以上は会計専門家または財務専門家の中で選任

＊ 内部会計管理制度の導入（2003年外監法の改正）

(vii) 2009年の商法改正

証券取引法上の上場会社の監査制度に関する規定を商法への編入

II. 監査役

監査役は業務監査と会計監査を行うのを主たる職務とする株式会社の必要的常設機関。韓国の監査役の地位は、日本の会社法制定前、商法特例法上の中会社である株式会社の監査役と類似。

1. 選任等

(1) 選任・資格

株主総会の普通決議により選任。選任決議においては議決権ない株式を除いた発行済株式総数の100分の3を超過する数の株式を持った株主はその超過する株式に関し議決権の行使不可。

(2) 監査役の数・任期・報酬

監査役の数については商法上制限なし。監査役の任期は就任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結時まで。監査役の報酬は定款にその額を定めていないときは株主総会決議によって決める。

2. 監査役の権限

(1) 業務監査と会計監査

(2) 子会社調査権、取締役会出席・意見陳述権、取締役会議事録の記名捺印権

(3) 監査役の報告受領権・株主総会招集請求権

(4) 取締役の違法行為の差止め・会社と取締役間の訴え等における会社の代表等

3. 監査役の義務

(1) 理事会・株主総会に対する報告義務

(2) 監査録の作成義務・監査報告書の作成・提出義務

4. 監査役の責任

- (1) 会社に対する責任
- (2) 第三者に対する責任
- (3) 責任の免除

Ⅲ. 非上場会社の監査委員会

1. 設置および委員の選任・終任

- (1) 監査委員会の設置は会社の自由
- (2) 監査委員会は3名以上の委員（監査委員）で構成
- (3) 委員の3分の2以上は社外取締役
- (4) 監査委員の解任は取締役会において取締役の3分の2以上の決議

2. 運営

監査委員会の招集や決議等監査委員会の運営は「取締役会内の委員会」の運営方法と同様。但し、監査委員会の特性を反映して一部変容。監査委員会が決議した事項は取締役会が変更することは不可。

3. 権限と義務

監査委員会は監査役に代わって取締役の職務の執行を監査。監査委員会の権限と義務に関する規定は別に置かず監査役に関する規定を準用する形で監査委員会に対し監査役と同様の権限と義務を付与。

4. 監査委員の責任

監査委員会は責任においても監査役と同様。但し、監査委員に対して監査役の責任を適用することにつき議論があり。

Ⅳ. 上場会社の特例

上場会社の特例については従来証券取引法で規定していたが、2009年商法改正により現在は商法で規定。

1. 常勤監査役制度

(1) 常勤監査役と監査委員会の選任

資産総額1000億ウォン以上の上場会社の場合一人以上の常勤監査役の設置が強制。
但し、監査委員会を設置する場合には常勤監査役の設置は免除。

(2) 常勤監査役の資格

上場会社の常勤監査役には上場法人の社外取締役(第542条の8第2項)と類似な資格制限あり。

2. 大規模上場会社の監査委員会

大規模上場会社(資産総額2兆ウォン以上の上場会社)の場合、監査委員会の設置が強制。

(1) 株主総会による委員の選任・解任

監査委員の選任・解任は株主総会の権限事項。いわゆる一括選挙方式の採択。

監査委員の選任・解任においても監査役に準じて大株主の議決権を制限する方式の採択。但し、大規模上場会社において株主の議決権が制限される場合は‘社外取締役たる監査委員’を‘選任’するときに限り。①社外取締役たる監査委員の‘解任’
②‘社外取締役でない監査委員’の選任・解任については明文の規定がなし。

(2) 監査委員の専門性と中立性の強化

監査委員の一人以上は会計または財務専門家でなければならない。監査委員の3分の2以上は社外取締役でなければならない。監査委員会の代表も社外取締役でなければならない。

3. 上場会社における大株主の議決権の制限

非上場会社の場合、監査役の選任の際にのみ大株主の議決権の制限(3%ルール)があり、このとき3%の要件は最大株主か否かを問わず株主1人が所有した株式数を基準として判断するが、上場法人の場合には監査役または社外取締役でない監査委員を選任する場合のみならず解任の際にも議決権の制限があり、このときには最大株主のみを対象としてその特殊関係人、その他商法施行令で定める者の持株の数も合算して判断。

V. 監査制度の運営状況

1. 上場会社の監査制度の現状

<図1> 有価証券上場法人の監査役および監査委員会運営実態現況

<単位：社、(%)>

区分	2000年	2004年	2007年	2008年
監査役	599(87.4)	547(80.7)	530(76.8)	519(73.3)
監査委員会	86(12.6)	131(19.3)	160(23.2)	189(26.7)
総合計	685(100.0)	678(100.0)	690(100.0)	708(100.0)

2. 監査委員会設置会社の現状

<図2> 有価証券上場法人の監査委員会設置現況

<単位：社、(%)>

区分	2000年	2004年	2007年	2008年
義務的設置会社	70(81.4)	78(59.5)	99(61.9)	107(56.6)
自発的設置会社	16(18.6)	53(40.5)	61(38.1)	82(43.4)
総合計	86(100.0)	131(100.0)	160(100.0)	189(100.0)

3. 資産総額1千億ウォン以上2兆ウォン未満の上場会社の監査役および監査委員会の選択動向

<図3> 資産総額1千億ウォン以上2兆ウォン未満の上場会社の常勤監査役および監査委員会の選択動向

<単位：社、(%)>

区分	2000年	2004年	2007年	2008年
常勤監査役	388(96.0)	334(86.3)	358(85.4)	369(81.8)
監査委員会	16(4.0)	53(13.7)	61(14.6)	82(18.2)
総合計	404(100.0)	387(100.0)	419(100.0)	451(100.0)

4. 小活

監査役設置会社は持続的に減少しているのに対して、監査委員会設置会社は持続的に増加。監査委員会制度に対して否定的な傾向も現れつつある。

ベトナムにおける監査制度の概要

ゲン ティ ラン フォン
ハノイ国家大学法学部講師

2 監査制度を定める関係法

- 2005年企業法
- 2006年証券取引法
- 2007年財政省による上場会社ガバナンス規制

3 監査制度を扱う会社

- 企業法上の会社の種類は、合名会社、合資会社、一人有限会社、二人以上の有限会社、及び、株式会社がある。
- 監査制度を扱う会社は、一人有限会社、二人以上の有限会社、及び、株式会社のみ。
- 2010年7月1日から国有企業法が廃止され、すべての国有企業が一人有限会社、二人以上の有限会社及び株式会社へ改組され存続している。

4 株式会社における監査制度

- 取締役会による監視
- 監査役会による監査

5 株式会社の取締役会の特色

- すべての株式会社において取締役会が設置される。
- 企業法上、取締役会のメンバーは最低3人、最高11人が必要(第109条)。上場会社ガバナンス規制上、取締役会のメンバーは最低5人、最高11人が必要(第11条)。
- 取締役は、株主でなくてもよい。
- 取締役会の主席は、株主総会または取締役会によって選任される。
- 独立取締役については、企業法の規定はなし、会社ガバナンス規制及び商業銀行の組織に関する政府の2009年の政令によって規定されている。

6 取締役会と執行機関との関係

- 社長(総社長—General Director)について
 - 取締役会によって任命、罷免
 - 取締役でなくともよい(第116条)
 - 取締役会の主席が社長(総社長)を兼任することができる(取締役会がその主席を選任する株式会社のみ)

7 取締役会の監視範囲

- 監視の範囲は、取締役会の決定、法律上の権限と義務、定款に定められた決定事項、会社との契約に定められた決定事項
- 取締役会は、少なくとも3ヶ月に1回定期会議を行う必要がある。会議は、主席によって召集(第112条3項)。

8 取締役会の監視権の行使に関する問題点

- 独立して監視を行っているのか。
- 常時に監視することが可能か。

9 取締役会の主席による 監視の権限

- ・ 取締役会の主席は、取締役会または株主総会により選任、執行機関の社長(総社長)を兼任できる。
- ・ 取締役会の主席は、取締役会による決定事項の実施について社長(総社長)による執行に対して監視(第111条2項)。
- ・ 主席の監視は、取締役会の監視により即時に行われる。

10 上場会社の取締役会 の監視部門

- ・ 取締役会には、経営発展部門、内部会計監査部門、人事部門、報酬部門、賞与部門及び株主総会の議決による他の部門からなる。
- ・ 内部会計監査部門には、少なくとも一人の会計専門者がおり、会社の会計担当課に勤めない者が求められる。

11 取締役会の監視の実態

- 多くの会社において、取締役会の主席が社長を兼任している
- 取締役会が執行機関から会社の業務執行に関して正確、十分な情報を受けていない。
- 取締役や執行機関のメンバーが頻繁に利益相反を行っていた。
- 取締役会が適切な監視を行わず、利益相反取引に対して差止請求権を行使しない。（例えば、親戚が所有する会社である取引先を選ぶことなど）

12 取締役会と主席による 監視上の問題点

- 取締役会による監視は、形骸化する。
- 取締役会の主席と社長（総社長）の兼任により、主席の監視が機能していない。

13 取締役会の監視の強化に関する立法策

- 独立取締役の導入・設置に期待
- 執行機関の情報提供義務の規定

14 独立取締役について

- 企業法上、独立取締役に関する規定はなし。会社ガバナンス規制と、商業銀行の設立・運営に関する政令が独立取締役について定めている。
- 会社ガバナンス規制によれば、取締役会のメンバーのうち、3分の1の独立取締役の選任が必要
- 独立取締役は執行機関のメンバーでない者が必須

15 独立取締役の設置

- 2009年3月31日まで、上場会社177社のうち、107社が独立取締役を選任した。

16 独立取締役の導入背景

- 取締役や執行機関のメンバーが頻繁に利益相反取引を行ったこと
- 少数株主の保護の不足
- 世界銀行の勧告を受けて導入。

17 独立取締役の設置の利点

- 独立の立場にあるため、会社との利益相反取引を防止できること。
- 幅広い知識を有し、執行機関に対してよいアドバイスができること。

18 取締役会に関する 企業法の改正動向

- 独立取締役の地位の確定
- 権限と義務の具体化
- 選任の欠格事由の規定
- 執行機関の情報提供義務の規定

監査役会による監査

- 監査役会の組織
- 監査役会の地位
- 監査役会の権限

20 監査役会の組織

- 企業法によれば、監査役会は、11人以上の個人株主、または、発行済株式総数の50%を保有する法人株主が存する株式会社において設置される義務を有する。監査役会の人数は、3人から5人まで、また再選任には制限がない(第121条)。

21 株式会社の監査役会の地位

- 立法趣旨によれば、重要な地位を占める
- 監査役の独立性が確保される。監査役は株主でなくてもよい、管理職を務めてはならない(第121条2項)。監査役会の専門性が高い。監査役のメンバーのうち、少なくとも1人が会計員または会計監査人でなければならない(第121条2項)
- さらに、会社ガバナンス規制によれば、監査役会の一人は、会社の会計・財務部のメンバーではない者、会社の会計サービスを提供する独立監査機関のメンバーでない者でなければならない(第19条)。
- 労働者であることを取締役の欠格事由としていない。

22 監査役会の義務・責任

- 監査役は、取締役会や社長の業務執行を監視する権限を有し、株主総会に対して責任を負う(第123条)。

23 監査役会の権限

- 取締役や社長の業務執行を監視する権限
- 取締役、執行機関の業務執行の合理性、合法性、忠実性につき、会計事務、統計、財務報告書の作成について検査する権限
- 年次経営状況報告、半期報告、取締役の業務執行に関する報告の承認権
- 株主総会に対する報告提示権、提案権、そして、違反行為差止請求権
- 情報接近権。監査役は必要な場合に、積極的に会計帳簿、会社の資料、業務執行に関わる情報を調べることができる。

24 監査役会の監査 に関する実態

- 監査役会の役割
- 監査役の資格
- 監査役会の会議と報告書の内容

25 監査役会の役割

- 1999年企業法の改正以前、監査役会は、取締役会によって支配されていた。
- 2005年企業法施行後、監査役会は取締役会によって作成した会社の内部の規制により権限が制限された会社がある。
- 監査役会が形骸化している。取締役と社長は、監査役による監査を回避したり、監査役への情報提供義務を誠実に履行しないなどの問題
- 監査役が取締役と通謀し、不正行為を行うことも

26 監査役会の監査に関する実態

- 監査役会の役割
- 監査役の資格
- 監査役会の会議と報告書の内容

27 監査役の資格

- 監査役の管理職の兼任が禁止、監査役会のメンバーは、株主または労働者でなくてもよい(第122条)。
- 実際には、監査役は労働者あるいは、下級社員から選任されていた。これにより、監査役の独立性の確保に疑いがあった。
- 監査役会には会計監査人の人数の制限があるため、独立した会計監査が十分に行われるわけではない。
- 多くの監査役は十分な専門知識を持たず、会社や株主を徹底的に保護する意思に欠けている。

28 監査役会の監査 に関する実態

- 監査役会の役割
- 監査役の資格
- 監査役会の会議と報告書の内容

29 監査役会の会議と 報告書の内容

- 企業法上、監査役会の会議について規定していないが、上場会社ガバナンスの規制上、少なくとも年2回会議を行い、全員の3分の1の出席を必要とする(第21条1項)。
- 実際上、監査役会によって作成された報告書は、ニュース性が高い情報ではなく、単なる警告としての意味しか持っていない。
- 監査役会の報告書の扱いは、取締役会や執行機関の報告書とほぼ同様の内容となっている場合が多い。
- 報告書の内容は、取締役や社長の業務執行の欠点を批判するより、むしろ賛美し、あるいは、追従することが多い。

30 監査役会の役割の低下の 要因

- 粉飾決算が見られる会社がしばしばあるが、簡単に発見することは難しい。社長等は、経営失敗や非効率性については、これをできる限り隠したい。

31 監査役会の運営上の問題点

- 監査役会が形骸化する。
- 情報接近権の行使には障害がある。例：正確な情報を受けていない。
- 監査役会による違反行為の発見がほとんどない。
- 違反差止請求権は行使されていない。
粉飾決算の事例は、過去に常習的に行われており、会社が経営困難な状況に陥ったときに、初めて発覚したことが多い。

32 監査役会の形骸化の弊害

- 会社の利益と株主の利益を確保することは困難（執行機関による不正な投資、粉飾決算を適切に発見できないこと）。

33 監査役会による監査解決策

- 代表訴訟権の規定
- 報告内容の法的な要請

一人有限会社の監査制度

- 一人有限会社の組織
- 一人有限会社の監査組織

35 一人有限会社の組織

- 組織である所有者が存する会社と個人である所有者が存する会社に分かれている。
- 二人の委任代表者が所有者により選任される場合、会社には社員会、社長(総社長)及び監査役が設置される。
- 一人の委任委員代表者が所有者により任命される場合、委任代表者が会社の主席となり、会社には、会社の主席、社長(総社長)及び監査役が設置される(第67条4項)。
- 社長(総社長)は、所有者または社員会によって社員会のメンバーから任命され、あるいは雇われ、その権利や任務の執行について法律上、所有者及び社員会に対して責任を負います(第70条)。

36 会社の主席による監視

- 会社の主席は、組織である所有者の代表として会社の権利や義務を実行し、会社法及びかかる法律上の権利・任務の執行について、所有者に対して責任を負う。
- 会社の主席の監視権限については、企業法は、規定していない。その主席の権限や義務及び任務については、定款またはかかる法に定められます(第69条2項)。

37 一人有限会社の監査役会の組織

- 監査役会は3年を超えない任期の1人から3人の監査役によって構成され、その監査役は所有者によって任命され、会社の社員会、会社の主席、社長（総社長）の業務執行に対して監査義務を負います（第71条）。

38 一人有限会社の監査役会の権限

- 株式会社の監査役会の権限とほぼ同じ
- 取締役、社長や総社長の業務執行の合理性、合法性、忠実性について、及び、会計事務、統計、財務報告書の作成について検査権（第71条2項(a)）
- 所有者や行政機関に提出する前に、財務報告、経営状況の報告、経営活動に関する報告、他の報告への承認権
- 所有者に対して、会社の組織・会社の管理・執行機関の改善策作成に関する提案権

39 監査役会による監査の実態

- 監査役会による監査についてはあまり議論されていない。この組織は、国有企業法上の監査役会のモデルを元に作りだされた。
- 実際には、取締役が監査役会の長を兼任する会社が多い。

40 III. 二人以上の有限会社の 監査制度

- 会社の組織
- 会社の監査組織

41 二人以上の有限会社の組織

- 二人以上の有限会社には、社員会、社員会
の主席、社長(総社長)が設置される。
- 社員会は会社の最高意思決定機関であり、
少なくとも年一回会議が行われる。
- 組織である社員は、社員会に参加する代
表者を選任し、権利を委譲する。

42 社員会の主席の地位と 監視権

- 社員会の主席は、社員会によってそのメン
バーの中から選任される。
- 社員会の主席は、社長(総社長)を兼任す
ることができる(第49条)。
- 社員会の主席は、社員会の議決の実施に
ついて監視し、または監視を行う義務を負
う(第49条2項)。

43 監査役会による監査

- 監査役会の組織
- 監査役会の権限

44 監査役会の組織

- 11人以上の社員からなる会社には監査役会の設置が義務
- 11人以下の社員からなる会社には、会社の統治の要請に応じて、任意規定
- 監査役会及び監査役会の長の勤務制度について、定款によって定められる(第46条)。

45 監査役会の権限と 監査の実態

- 監査役会、監査役会の長の権限と勤務制度は、定款による(第46条)。
- 立法趣旨によれば、株式会社の監査役会より重視されていない。
- 国が資本参加する二人有限会社の場合、執行機関の業務執行について監査役の監査よりむしろ取締役の監視が重視されている。

46 結論

- 執行機関に対する取締役の監視、取締役、取締役会及び執行機関に対する監査の重要性が明らかとなった。
- 企業法上の取締役会、監査役会に関する規定の改正が必要。
- 独立取締役の地位を重視する。
- 監査役制度を抜本的に改革してゆく必要。
- 株主や一般の投資家を保護するための、外部機関を創出する必要がある。

中国・香港・韓国・ベトナム 監査制度概要比較一覧表

	中国	香港 (公開会社)	香港 (非公開会社)	韓国	ベトナム (株式会社)
会社に設置される機関	<p>会社の形態(以下)によって様々。いわゆる独資企業については規定がない。</p> <p>① Sole Proprietorship Enterprise; ② Partnership; (may be unlimited liability) ③ Limited Liability Company; ④ Companies Limited by Shares; ⑤ Foreign Investment Enterprise ⑥ Foreign Investment Enterprise ⑦ Sino-foreign equity joint ventures (“EJVs”) (Limited Liability Company) ⑧ Sino-foreign co-operative joint ventures (“CJVs”) (may be unlimited liability) ⑨ Wholly foreign owned enterprises (“WFOEs”) (Limited Liability Company) ⑩ 外商独資企業</p>	<p>香港 (公開会社)</p> <p>Directors 取締役最低2名 全ての取締役が取締役会を構成する。</p> <p>Secretaryカンパニーセクレタリー Board of Directors取締役会については、Companies Ordinance (香港会社法)Cap. 32 上、その設置は明確には要求されていない。しかし実際には、会社法及び会社の附属定款において、取締役が協議の上決定すべき事項について規定されているため、取締役会には必要な機関と考えられている。</p>	<p>香港 (非公開会社)</p> <p>Directors 取締役最低1名 全ての取締役が取締役会を構成する。</p> <p>Secretaryカンパニーセクレタリー Board of Directors取締役会については、Companies Ordinance (香港会社法)Cap. 32 上、その設置は明確には要求されていない。しかし実際には、会社法及び会社の附属定款において、取締役が協議の上決定すべき事項について規定されているため、取締役会には必要な機関と考えられている。</p>	<p>韓国</p> <p>取締役、取締役会、代表取締役 監査役または監査委員会</p>	<p>ベトナム (株式会社)</p> <p>株主総会、取締役会、社長(General Director) 個人である株主が11名以上であるか、或いは会社の総株式の50%以上を所有する法人である株主を持つ株式会社は、監査役会がなければならない。(注)「株式会社」の他に「一人有限会社」「二人以上有限会社」があるが、ここでは省略している。</p>
経営者の監督を行う機関	<p>会社の形態によって様々。いわゆる独資企業については規定がない</p>	<p>明確な規定はないが、通常は取締役、取締役会が監督機能を持つことになる</p>	<p>明確な規定はないが、通常は取締役、取締役会が監督機能を持つことになる</p>	<p>取締役会 監査役または監査委員会</p>	<p>取締役会</p>
取締役の選任機関	<p>会社の形態によって様々(株主総会、董事会等)。いわゆる独資企業については規定がない</p>	<p>取締役は株主総会の通常決議により選任される。</p>	<p>取締役は株主総会の通常決議により選任される。</p>	<p>株主総会</p>	<p>株主総会</p>
取締役の員数	<p>会社の形態によって様々(例、外国投資合弁企業は3人以上)。いわゆる独資企業については規定がない</p>	<p>取締役の最低員数は2名である。通常は会社の附属定款で会社の取締役員数の最低、最高人数を定めている。</p>	<p>取締役の最低員数は1名である。通常は会社の附属定款で会社の取締役員数の最低、最高人数を定めている。</p>	<p>取締役は3名以上でなければならない。但し、資本金総額が10億ウォン未満である会社は1名または2名にすることができる。</p>	<p>3名から11名</p>
取締役の任期	<p>会社の形態によって様々(外国投資合弁企業は4年)。いわゆる独資企業については規定がない</p>	<p>ある一定の間隔で取締役を交替させる制度がある。すべての取締役は第1回目の年次総会 (AGM) で辞任しなければならない。その後、取締役の1/3は各年のAGMで辞任する。通常一番長く在席している者、または同日に任命された者の中で多数の人員によって選出されたか、合意を得た者が辞任する。一方で、いかなる取締役も再選に立候補する資格を有する。</p>	<p>ある一定の間隔で取締役を交替させる制度がある。すべての取締役は第1回目の年次総会 (AGM) で辞任しなければならない。その後、取締役の1/3は各年のAGMで辞任する。通常一番長く在席している者、または同日に任命された者の中で多数の人員によって選出されたか、合意を得た者が辞任する。一方で、いかなる取締役も再選に立候補する資格を有する。</p>	<p>任期は3年を越えることができない。但し、その任期は定款により、その任期中の最終の決算期に関する定時株主総会が終了するまで延長できる。</p>	<p>5年以内</p>

	中国	香港（公開会社）	香港（非公開会社）	韓国	ベトナム（株式会社）
取締役会設置の要否	会社の形態によって様々。いわゆる独資企業については規定がない。	必要	必要	必要	必要
社外取締役	公開会社については2人又は取締役会の3分の1のいずれか多いほうの人数を下回らない員数の社外取締役の設置を要する。社外取締役の内1人以上の会計の専門家が必要となる。	最低3名のindependent non-executive directorsを選任することが要求されている。うち、最低1名は会計財務関連の専門家でなくてはならない。	規定はない。	上場会社の場合、取締役総数の4分の1以上を社外取締役にしなければならない。但し、資産規模などを考慮して大統領令で定める上場会社の社外取締役は3名以上とし、取締役総数の過半数になるようにしなければならない。	取締役は会社の普通株式総数の5%以上を保有する個人株主或いは経営管理又は会社の主たる業務について専門知識及び経験を有する者である(社外者)しかし、取締役会において、社外取締役を選任することは要求されていない。
取締役会の構成員に従業員を含める規定	内国有限会社についてはのみ規定がある。	ない	ない	ない	ない
取締役会の開催頻度	内国株式会社は少なくとも年2回、外国投資合弁企業については少なくとも年1回。内国有限会社、独資企業については規定が無い。	取締役会の開催頻度について、明確な規制はない。取締役は必要に応じて、いつでも開催することが可能である。実務的には、取締役会が決算書を承認することになるので、最低年1回は開催される必要がある。	取締役会の開催頻度について、明確な規制はない。取締役は必要に応じて、いつでも開催することが可能である。実務的には、取締役会が決算書を承認することになるので、最低年1回は開催される必要がある。	最低3ヶ月に1回	取締役会長は自己判断で必要に応じて取締役会を招集するが、毎四半期に少なくとも1回行わなければならない。
監査役会	監査役会制度はある。	監査役会制度は無い。	監査役会制度は無い。	監査役会制度は無い。	株式会社の場合、個人である株主が11名以上である株式会社或いは1つの法人が会社の総株式50%以上を所有する株式会社は、監査役会の設置が義務付けられている。
監査委員会を設置しなければならない会社	公開会社は株主総会の決議によって取締役会が監査委員会を設置する。	全ての上場企業(Main board and Growth Enterprise Market)は監査委員会を設置する必要がある。	監査委員会を設置する義務はない。	会社は定款が定めるところに従い、監査役に代えて監査委員会を設置することができる。監査委員会を設置した場合には、監査役をおくことができない。”という規定から分かるように、商法では監査委員会及び監査役を二者択一の選択事項として規定している。しかし、”資産規模(最近の事業年度末現在の資産総額が2兆ウォン以上)などを考慮して大統領令で定める上場会社は監査委員会を設置しなければならない。”と規定されている。	上場会社について、財務省規則で原則的に設置を求める。
監査委員会の員数	定められていない。	3名以上	該当なし	監査委員会は3名以上の取締役に構成される。	該当なし
監査委員会における社外取締役	監査委員会の過半数は社外取締役になければならない。また監査委員会のうち少なくとも一人は会計または財務の専門家でなければならない。	監査委員会の過半数はindependent non-executive directorsである必要がある。また最低1名は、会計財務関連の専門家でなければならない(会計士等の資格を有する専門家等)。	該当なし	社外取締役が委員の3分の2以上でなければならない。 *委員のうち、1名以上は大統領令で定める会計または財務専門家であること。 * * 監査委員会の代表は社外取締役であること。	該当なし

	中国	香港（公開会社）	香港（非公開会社）	韓国	ベトナム（株式会社）
監査委員会の権限	定められていない。	香港（公開会社） 会社の決算書（中間、期末）のレビュー ・会社の内部統制が適切に機能しているか についてのレビュー ・会社の内部監査部門が適切に機能しているかについてのレビュー ・会社のコンプライアンス状況のレビュー ・外部監査人の選任及びその条件についての助言	該当なし	取締役の職務執行の監査	該当なし
監査委員会が会計監査人を選任、解任する権限	ない。提案はできる。	外部監査人の選任及びその条件について意見を言うことはあるが、法的に選任・解任する権限は有さない。	該当なし	ある	該当なし
監査委員会が監査報酬を決定する権限	ない。提案はできる。	ない	該当なし	会社が監査人を選任する際には、監査人の監査報酬及び監査時間に関して予め監査役または監査人選任委員会と協議しなければならぬ。	該当なし
会計監査人の選任義務	全ての会社	全ての会社	全ての会社	直前事業年度末の資産総額が100億ウォン以上である株式会社 株券上場法人と該当事業年度または次の事業年度中に株券上場法人になろうとする株式会社など	外資企業、国営企業 -信用組織、銀行、開発基金 -金融機関 -株式上場、証券営業を活動する株式会社、有限会社に対し、証券法の規定により、財務諸表を監査しなければならない。 銀行借入をする場合、信用に関する規定条件により、財務諸表を監査しなければならない。
会計監査人を選任する機関	会社の形態によって様々。いわゆる独資企業については規定がない	会計監査人は年次総会で選任される。	会計監査人は年次総会で選任される。	会社は監査人を選任する際には、監査役または専門性及び独立性が確保された監査人選任委員会（「商法」第415条の2による監査委員会を設置した場合には、これを監査人選任委員会とみなす。）の承認を受けなければならない。但し、株券上場法人は監査人選任委員会の承認を受けなければならない。	取締役会

	中国	香港（公開会社）	香港（非公開会社）	韓国	ベトナム（株式会社）
会計監査人の任期	公開会社等、特定の業務を営む会社については5年。	ない	ない	非上場会社の場合には同一のパートナーの関与は5年が限度であり、上場会社の場合には3年が限度である。（上場会社の場合3年間のクーリングオフ期間が必要）会計士である監査人はその所属公認会計士を株券上場法人である会社に対する監査業務の補助者とする。このことによる同一の補助者に該当会社の連続する3事業年度に対する監査業務を行うようにする場合、その次の事業年度には、その補助者の3分の2以上を交替させなければならない。	継続して監査は可能であるが、監査法人内での署名者のローテーションは3年ごと。
同時提供業務の制限	会計士が独立性の侵害が著しいと判断した場合、非監査業務は提供できない。	会社法上、この点について明確な制限は規定されていない。実務的には、各会計事務所において、独立性の観点から、監査業務以外のサービス（税務、アドバイザリー業務等）について一定の制限を設けているケースが多いと思われる。	会社法上、この点について明確な制限は規定されていない。実務的には、各会計事務所において、独立性の観点から、監査業務以外のサービス（税務、アドバイザリー業務等）について一定の制限を設けているケースが多いと思われる。	ある 1) 会計記録及び財務諸表の作成 2) 内部監査業務の代行 3) 財務情報体制の構築または運営 4) 被監査会社の資産・資本・その他の権利など（財務諸表）に表示されない場合を含む）の一部または全部を売却するための総資産などに対する実査・財務報告・価値評価及びその売却取引または契約の妥当性に対して意見を提示する業務	ない
監査報告の作成、開示	内国株式会社のみ監査報告書つきの財務諸表を開示しなければならない。	会計監査人は、監査結果を株主総会にて株主に報告する必要がある。	会計監査人は、監査結果を株主総会にて株主に報告する必要がある。	監査人は監査結果を記述した監査報告書を作成し大統領令で定める期間内に会社（監査役または監査委員会を含む）、証券先物委員会及び韓国公認会計士会に提出しなければならない。 商法第447条の4：監査役は取締役から財務諸表、営業報告書など第447条の3の書類を受けた日から4週間内に監査報告書を取締役に提出しなければならない。	監査役（監査役会）に財務報告等に対する報告義務はあるが、特に規定のフォームはない。
会計監査人以外で財務諸表の適正について意見表明する機関	ない	ない	ない	ない	ない
会計監査人の意見についてコメントする機関	中国公認会計士協会	ない	ない	証券先物委員会、韓国公認会計士会、金融委員会、証券先物委員会委員長、金融監督院など	ない

内部統制システムの整備が義務付けられる会社	中国 公開会社のみ	香港（公開会社） 全ての市場企業（Main board and Growth Enterprise Market）は有効な内部統制を構築することが要求されている。 取締役は最低年1回、内部統制が有効に機能しているかどうかレビューし、その結果をCorporate Governance Reportに記載し、株主に報告しなければならぬ。	ない	香港（非公開会社）	韓国 原則全ての会社（株券上場法人ではない会社で直前事業年度の資産総額が1千億ウォン未満である会社を除く） 内部会計管理規定の内容 1) 会計情報の識別・測定・分類・記録及び報告方法に関する事項 2) 会計情報の誤謬を統制し、これを修正する方法に関する事項 3) 会計情報に対する定期的な点検及び調整など内部検証に関する事項 4) 会計情報を記録・保管する帳簿（磁気テープ・ディスクレット、その他の情報保存装置を含む）の管理方法及び偽造・変造・毀損及び破壊を防止するための統制手続に関する事項 5) 会計情報の作成開示に関連する役員・職員の仕事分掌及び責任に関する事項など	ベトナム（株式会社） 上場株式会社の場合、監査役会は内部統制システムに関する報告書を監査する権限があると述べるが、内部統制システムの整備に関する規定は明記されていない。
内部統制システムの内容	中国 重要な内部統制の欠陥が発覚した場合は、取締役会に上程された上で、証券取引所に報告しなければならぬ。	香港（公開会社） 取締役は最低年1回、内部統制が有効に機能しているかどうかレビューし、その結果をCorporate Governance Reportに記載し、株主に報告しなければならぬ。	該当なし	韓国 内部会計管理規定の内容 1) 会計情報の識別・測定・分類・記録及び報告方法に関する事項 2) 会計情報の誤謬を統制し、これを修正する方法に関する事項 3) 会計情報に対する定期的な点検及び調整など内部検証に関する事項 4) 会計情報を記録・保管する帳簿（磁気テープ・ディスクレット、その他の情報保存装置を含む）の管理方法及び偽造・変造・毀損及び破壊を防止するための統制手続に関する事項 5) 会計情報の作成開示に関連する役員・職員の仕事分掌及び責任に関する事項など	ベトナム（株式会社） 上場株式会社の場合、監査役会は内部統制システムに関する報告書を監査する権限があると述べるが、内部統制システムの整備に関する規定は明記されていない。	
子会社等の調査権限	中国 明文の規定はない。他の監査人に依頼する場合の監査基準に照らし合わせて判断する事になる。	香港（公開会社） 連結決算書について監査報告をしなければならぬ会計監査人は、子会社及び子会社の監査人から、監査上必要と思われる情報・説明を入手する権限を有する	連結決算書について監査報告をしなければならぬ会計監査人は、子会社及び子会社の監査人から、監査上必要と思われる情報・説明を入手する権限を有する	韓国 親会社の監査役または監査委員会は、その職務を遂行するために必要な際には、子会社に対して営業の報告を要求することができ、その職務を遂行するために特に必要であれば、会社及び関係会社の業務及び財産状態を調査することができる。連結財務諸表を監査する監査人は、その職務の遂行のため、必要であれば、会社または関係会社の監査人に監査関連資料の提出など必要な協力を要請することができる。この場合、会社または関係会社の監査人は、遅滞無く、これに従わなければならない。	ベトナム（株式会社） 上場株式会社の場合、監査役会は内部統制システムに関する報告書を監査する権限があると述べるが、内部統制システムの整備に関する規定は明記されていない。	